

地域情報の発信および災害時の飲料提供に関する一部変更協定書

函館市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、平成21年3月23日付けで締結した「地域情報の発信および災害時の飲料提供に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり変更協定を締結する。

- 1 原協定書前文および第2条第1項中「電光掲示板」を「情報提供機能」に改める。
- 2 原協定書第2条第2項中「電光掲示板に掲載する情報」を「情報提供機能を利用して発信する情報の」に改める。
- 3 原協定書第2条第3項中「電光掲示板への情報送信」を「情報提供機能を利用した情報発信」に改める。
- 4 原協定書第2条第4項を次のように改める。
 - 4 甲および乙は、それぞれ地域情報の発信に関する連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。
- 5 原協定書第3条第1項中「災害が発生し飲料の提供が必要であると判断したときは」を「原則として、甲が設置する災害対策本部の決定に基づき」に、「無償提供を要請」を「無償提供の要請を実施」に改める。
- 6 原協定書第3条第2項中「電話等にてその旨を」を「乙の指定する手法により」に改め、「後日速やかに」の前に「飲料の提供を実施した場合は、」を加え、「別記様式の報告書を乙に提出」を「別途乙が定める報告書様式により乙に報告」に改める。

7 原協定書第3条第3項を次のように改める。

3 甲および乙は、それぞれ災害時の飲料提供に関する連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

8 原協定書第4条第1項を次のように改める。

第4条 乙は、第2条に規定する地域情報の発信および第3条に規定する災害時の飲料提供のいずれも行う本自販機の設置施設名および所在地、第2条に規定する地域情報の発信のみ行う本自販機の設置施設名および所在地の一覧を作成のうえ、甲へ通知するものとする。設置施設名および所在地に変更があった場合も同様とする。

9 原協定書中別記様式、別表第1および別表第2を削る。

10 原協定書第6条の規定に基づき令和6年11月29日付けで締結した覚書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年7月17日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 大 泉 潤

札幌市清田区清田1条1丁目

乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 酒 寄 正 太